

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第9号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

部長及び 室長共通	<ul style="list-style-type: none">(1) 所属課長及び事業所長並びにこれらに準じる者の6日以内の休暇，欠勤等の承認等に関する事。(2) 所属課長及び事業所長並びにこれらに準じる者の4日以内の出張及び復命に関する事。(3) 所属職員の3日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし，京都市職員厚生会及び労働組合の業務によるものを除く。(4) 所属課長及び事業所長並びにこれらに準じる者の時間外勤務命令に関する事。(5) 申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関する事。(6) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関する事。ただし，重要なものを除く。(7) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関する事。ただし，重要なものを除く。(8) 告示及び公告の決定に関する事。(9) 市長及び管理者の祝辞，式辞，賞状等の作成に関する事。(10) 収入決定に関する事。(11) 1件1,000,000円以下の支出決定に関する事。(12) 1件20,000,000円以下の物品等の調達に係る決定及び経
--------------	---

	<p>費の支出決定に関すること。ただし、管理者が別に定める随意契約に係るものを除く。</p> <p>(13) 1件3,000,000円以下の管理者が別に定める随意契約に係る物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(14) 1件300,000円以下の法律上その義務に属する損害賠償額の決定に関すること。</p> <p>(15) 1件60,000,000円以下の工事の施行決定に関すること。</p> <p>(16) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。</p> <p>(17) 無償又は1件賃料月額100,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(18) 負担を伴わない寄付の受納に関すること。</p> <p>(19) 前各号及び別表第2に規定するもののほか、所管業務に係る事務事業の計画及び実施に関すること。</p> <p>(20) 後援名義及び協賛名義の使用許可に関すること。</p>
<p>担当部長 共通</p>	<p>(1) 担当事務に係る申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。</p> <p>(2) 前号及び別表第2に規定するもののほか、担当事務に係る事務事業の計画及び実施に関すること。</p>
<p>安全運行 管理官、課 長及び事 業所長共 通</p>	<p>(1) 所属職員の休暇、欠勤等の承認に関すること。</p> <p>(2) 所属職員の出張及び復命に関すること。</p> <p>(3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、京都市職員厚生会及び労働組合の業務によるものを除く。</p> <p>(4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 使用料の徴収に関すること。</p> <p>(6) 証明の付与に関すること。</p>

	<p>(7) 貯蔵物品の払出請求に関すること。</p> <p>(8) 物品の保管転換に関すること。</p> <p>(9) 軽易な又は定期的な申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。</p> <p>(10) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。</p> <p>(11) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。</p> <p>(12) 前各号及び別表第2に規定するもののほか，所管業務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関すること。</p>
<p>予算担当課の課長等及び予算担当事業所の所長共通</p>	<p>(1) 収納金の収入の調定に関すること。</p> <p>(2) 1件1,000,000円以下の収入決定に関すること。</p> <p>(3) 1件100,000円以下の支出決定に関すること。</p> <p>(4) 1件100,000円以下の法律上その義務に属する損害賠償額の決定に関すること。</p> <p>(5) 1件5,000,000円以下の物品等の調達に係る決定及び経費の支出決定に関すること。ただし，管理者が別に定める随意契約に係るものを除く。</p> <p>(6) 1件100,000円以下の物品等の調達契約に関すること。ただし，管理者が別に定める随意契約を除く。</p> <p>(7) 1件2,000,000円以下の管理者が別に定める物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(8) 単価契約済みの契約に関すること。</p> <p>(9) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で，電柱，水道管，ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関すること。</p>

	<p>(10) 京都市交通局会計規程第32条に掲げる経費の支出決定に関する事。</p> <p>(11) 1件3,000,000円以下の工事施行決定に関する事。</p> <p>(12) 1件1,000,000円以下の土地、建物及びその他事業施設並びにこれらの附属物に係る小規模な修繕の決定及び契約に関する事。</p>
担当課長 共通	<p>(1) 担当事務に係る軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。</p> <p>(2) 前号及び別表第2に規定するもののほか、担当事務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関する事。</p>

別表第2次長の項を次のように改める。

次長	<p>(1) 課長及び事業所長並びにこれらに準じる者以上の者の休暇、欠勤等の承認等に関する事。</p> <p>(2) 課長及び事業所長並びにこれらに準じる者以上の者の出張及び復命に関する事。</p> <p>(3) 職員の4日以上職務に専念する義務の免除に関する事。</p> <p>(4) 京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第7条による承認に関する事。</p> <p>(5) 職員の研修に関する事。</p> <p>(6) 職員の賠償責任の認定に関する事。</p> <p>(7) 局の権利に属する損害賠償額の決定に関する事。</p> <p>(8) 使用料、手数料その他諸収入に係る滞納処分、強制執行その他債権の保全及び取立て（訴訟及び調停の手続を除く。）に関する事。</p> <p>(9) 使用料、手数料その他諸収入の減免、徴収停止及び不納欠損処分に関する事。</p> <p>(10) 既納の使用料の還付に関する事。</p>
----	--

- (11) 1件2,000,000円以下の支出決定に関する事。
- (12) 訴訟費に係る経費の支出決定に関する事。
- (13) 1件3,000,000円以下の予備費の支出決定に関する事。
- (14) 予算相当流用及び予算使途変更（同節内相互融通）に関する事。
- (15) 1件80,000,000円未満の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。ただし、管理者が別に定める随意契約に係るものを除く。
- (16) 1件10,000,000円以下の管理者が別に定める随意契約に係る物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。
- (17) 1件500,000円以下の法律上その義務に属する損害賠償額の決定に関する事。
- (18) 1件150,000,000円以下の工事施行決定に関する事。
- (19) 1件500,000,000円以下の工事請負契約に関する事。
- (20) 1件80,000,000円未満の不動産の買収及び補償の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。
- (21) 1件帳簿価格（土地については時価）5,000,000円以下の物品及び固定資産の用途廃止に関する事。
- (22) 1件時価10,000,000円以下の不用品又は用途廃止した固定資産の売却及び交換の決定並びに契約に関する事。
- (23) 1件賃料月額1,000,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。
- (24) 1件使用料月額300,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。
- (25) 研究会、協議会その他関係諸団体への加入及びこれらの団体からの脱退に関する事。
- (26) 刊行物の発行に関する事。

別表第2 企画総務部長の項を次のように改める。

企画総務部長	<ul style="list-style-type: none">(1) 課長及び事業所長並びにこれらに準じる者以下の者の営利企業等の従事の許可に関する事。(2) 臨時的任用職員に関する事。(3) 退隠料、遺族扶助料等の受給資格の認定に関する事。(4) 退隠料、遺族扶助料の支給額の決定に関する事。(5) 時間外勤務時間の割当てに関する事。(6) 職員の体育、文化その他厚生事業に関する事。(7) 職員の公務災害の認定及び補償費の支出決定に関する事。(8) 1件3,000,000円以下の訴訟費に係る経費の支出決定に関する事。(9) 1件2,000,000円以下の予備費の支出に関する事。(10) 1件50,000,000円以下の予算相互流用及び予算使途変更（同節内相互融通）に関する事。(11) 1件20,000,000円以下の物品等の調達契約に関する事。ただし、管理者が別に定める随意契約を除く。(12) 1件100,000,000円以下の工事請負契約に関する事。(13) 1件10,000,000円以下の不動産の買収及び補償の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。(14) 営業用自動車の燃料及び油脂の購入契約に関する事。(15) 1件帳簿価格（土地については時価）3,000,000円以下の物品及び固定資産の用途廃止に関する事。(16) 1件時価5,000,000円以下の不用品又は用途廃止した固定資産の売却及び交換の決定並びに契約に関する事。(17) 入札参加停止に関する事。ただし、契約締結済みの案件に係るものを除く。(18) 企業債の収入及び元利償還の決定に関する事。(19) 一時借入金の借入及び元利償還に関する事。(20) 資金運用に関する事。
--------	--

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)